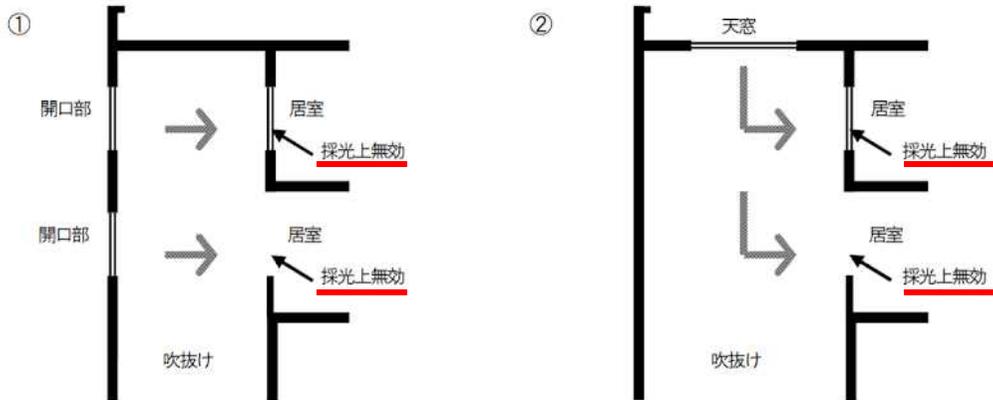


吹抜けに面した居室の開口部の採光上の取扱い



吹抜け部分に面した居室の開口部の取扱いについて、上図のような場合は、吹抜け部分で光の拡散があるため、**採光上有効でない開口部**として取り扱うものとする。

愛知県建築基準法関係例規集[平成29年版]より